

第14期 事業報告

第14期の社会環境

第14期(令和4年7月1日～令和5年6月30日)は、新型コロナウイルスの蔓延が長期3年目に及び、また、令和4年2月に始まったロシアのウクライナへの侵攻は現在も続き、人々は危機と隣り合わせの不安な一年を送りました。過去にいくどもあった疫病から戦争への流れは人類の自由な活動を妨げ、豊かな文化を否定し多くの人を悲しみと貧困に巻き込むものでした。

また、繰り返される天変地異はシリア・トルコを襲い21世紀最大の規模で人々の命を奪いました。

14期の活動においても、不安で先の見えない国際情勢の中、外国人留学生受け入れや海外留学支援、国際展開支援などの面で足踏みを強いられました。

ただ、国内においては、地道ながら、人類の幸福を求めて学問に打ち込む学生に奨学金を支給し、インフラを長寿命化し維持する研究を支援し、被災地でボランティア活動をする人に助成し、地球の環境を維持するために活動する人への支援を継続して実施しました。

また、国際化への動きは復興と同時に始まります。15期以降への布石となる活動も始めました。

I. 奨学金支給事業

第14期においては、土木工学を基礎学問として学び、環境と人との調和を目指す土木の可能性を生かし社会貢献しようと志す学生を募集し、奨学金を支給しました。

(1) 大学生および大学院修士課程

大学に就学する土木系の学部3、4年生および修士課程1、2年生に対し給付型の奨学金月額5万円を2年間支給するものです。

当期は、第12期生88名の2年目9か月分、第13期生91名の12か月分、および、令和5年5月に新規に採用した第14期生92名に対し3か月分を支給しました。

(2) 高専本科生および専攻科生

国立高専、公立高専に就学する土木系の本科4、5年生および専攻科1、2年生に対し給付型の奨学金月額4万円を2年間支給するものです。

当期は第12期生77名の2年目9か月分、第13期生81名の12か月分、および、令和5年5月に新規に採用した第14期生56名に対し3か月分を支給しました。

なお、第14期生は6月の追加応募により77名となっています。

その他、昨期末の追加合格者に前年度の4～6月分等を支給しました。

(3) 日本で学ぶ外国人留学生

日本の大学院修士課程で土木工学を学び、身につけた知見を人の生活の向上や幸福のために最大に活用する、日本と自国の学術文化の相互理解や交流を深める、という当財団の趣旨に同意し実践する外国人留学生に、日本への旅費、奨学金、学費などを支給するものです。奨学金は、月額で14万4千円を基準としています。

土木系留学生を積極的に受け入れている東京大学、埼玉大学、京都大学と協力し、各々との協定に基づき奨学生を採用し、直接、または間接に奨学金を支給しています。

また、13期に締結した協定により、14期生4名を新たに大阪大学から採用しました。

第14期生の採用は、15名になりました。

(4) 海外で学ぶ日本人留学生

土木工学は、グローバルな視点で地球と人類のかかわりを体感することにより知見を深めていく学問であると思慮されます。海外に出て土木や諸科学の知見を広げていくことは、内向きとされる日本の大学生に求められる課題の一つです。

上田記念財団は、官民協働の海外留学支援制度『トビタテ！』グローバル人材育成コミュニティ』に寄付し、運営幹事としての参画を継続しました。

令和5年4月に新たに始まった「5年間、5千人、50億円」の「新トビタテ」に民間選考委員の派遣を継続し、48名分の留学費を寄付しました。

以上、奨学金支給事業の支出の合計は3億6,737万円となりました。

II. 研究助成事業

(1) 若手研究者育成研究

当財団は、土木工学の分野における学術研究が促進され、その成果により人々の生活が快適で安全に保たれることを願っています。若手の研究者が社会資本の維持・補修の分野の課題を端緒として、土木工学における優秀な研究者へと育てていくことを目的として、研究助成金を支給しています。

社会資本構造物の長寿命化に関する研究テーマを募集し、この分野を積極的に研究している大学の研究機関に4月初旬に募集要項を送付し応募を募りました。

5月、選考委員会の審査を経て、諮問し、決定したテーマの研究21件に対し、200万円を上限に研究助成金として寄付しました。

(2) 社会資本構造物の長寿命化の研究

インフラの長寿命化は社会に要請されている学問課題であり、その底辺は非常に広いものです。

財団は、東京大学大学院社会基盤学専攻に『インフラ長寿命化の科学』という寄附講座の開設を委託し、昨期来準備を重ね、令和5年4月に開講しました。

関係する事業者の課題が最高学府に集められ、活性化することが期待されます。

以上、当期助成金支給の実績は6,169万円となりました。

Ⅲ. 地球環境維持活動支援事業

当財団は、地球環境の維持を活動の目的としています。人類が幸福に生活するためには、地球が健全な環境で保たれることが前提となります。生態系や気候バランスを崩してしまうような開発や乱獲・採取は結果的に破滅を自ら招いてしまうことになりかねません。

土木工学は、「人と地球」のバランスを考慮し、人が共生するべき道を探る学問と言えます。財団は、一つの切り口として「土木工学」を発展させ、学術的に人の生きる道をの解を求めたいと考えています。

(1) 環境土木助成金事業の募集

3月(14期からは4月に変更)にホームページ上で土木を通じた地球環境維持活動を募集し、審査の上採択された活動に対して環境土木助成金を支給しています。

老朽化や劣化により傷んだ社会インフラを評価し適切な対処を行う専門的な知見を有する技術者を養成することは、地域社会の土木リテラシーを高め、災害に強い街をつくるうえでも有益な試みであります。当財団は、大学等の専門技術者養成講座を継続して採択し支援しています。

その他、インフラを有効活用する団体等、土木工学を環境維持に役立てる活動に計7件を採択、支援しました。

(2) 共通の目標を掲げる団体との協同

当財団は、活動の目的や趣旨を共有する公益活動を展開する団体と協定し、活動を支援しています。

① 公益社団法人土木学会 「インフラマネジメント技術の国際展開」

土木学会は、「土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的」とする公益社団法人です。

財団は、土木学会のインフラマネジメント技術の国際展開に対し、国内の技術者・学者が活躍できるよう、寄付を実施してきました。

コロナ等の影響による阻害事情があったものの、この4年間で研究および実装の示唆等、多くの成果を生んでいます。(詳しくは土木学会のホームページ「2022年度インフラマネジメント技術国際展開研究助成」をご覧ください)

日本の土木の知見を代表する土木学会において、国際フィールドを拡大していくことは、この分野での大きな発展につながっていくことが期待されます。

② 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン) 「気候変動」

WWFジャパンは、「地球環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来の構築に貢献することを目的」とする公益財団法人です。

国際的な団体(WWFインターナショナル)を母体としながら、日本の目線で環境問題を捉えています。環境に関する国際協定が結ばれるなか、欧州とは違う視点で日本の役割を模索し提言しています。

当財団は、WWFジャパンが重ねてきた知見を次世代の若者が共有していくことをオプションとして、協定を締結しました。

高校生を対象とする気候変動教育プログラムは4年目となりました。コロナ禍とはいえ、人気の高いプログラムとして、50名以上の若者が参加しました。環境問題をエネルギーと気候変動等複相的にとらえることができるのは、素晴らしい経験となったと思われます。(WWFジャパンのホームページ「中高生が熱く議論！2030年エネルギーミックスを考える」をご覧ください)

WWFジャパンの気候変動に関する活動は、3つの切り口から何うことができます。①企業②政府③自治体です。当期において、グリーントランスフォーメーション(GX)という言葉がメディアをにぎわすことになるとすれば、大きな成果を得たといえると思います。

(3) その他

①舞鶴高専等4つの高専が母体となり設立した土木のリカレント教育財団の設立に賛同し設立基金を寄付しました。

②11期に着手し、コロナ下で中断していたNPO法人国際環境経済研究所の「東南アジア・オーストラリア～北米における揚水発電の調査・研究」に対し、残金を支給しました。

③東京大学社会基盤学棟の環境整備資金を寄付しました。

以上、地球環境維持活動に対し、1億999万円を支出しました。

IV. 災害支援金の寄付

激甚化する自然災害等は人類の知見や対策を乗り越えて度々人の平穏な生活を脅かします。起きてしまった災害に対しては、支援する人々の手によってしか戻せないものがあると思われます。

財団は、被災地の現場で復旧や復興支援を行う団体への支援を行う福祉団体に寄付を実施しました。

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 令和4年8月豪雨災害 | 100万円 |
| ② 令和4年台風15号災害 | 100万円 |
| ③ トルコシリア大地震災害支援金寄附 | 100万円 |

IV. 理事会、評議員会の状況

(1) 理事会

開催年月日	主な議事内容	議事結果
令和 4年 8月25日	第13期事業報告承認の件 第13期決算承認の件 評議員会招集の件	原案通り可決 〃 〃
令和 4年 9月12日	受入株式の株主議決権行使の件	原案通り可決
令和 5年 2月28日	第15期事業計画及び収支予算案承認の件 評議員会招集の件	原案通り可決 〃
令和 5年 4月 1日	代表理事選任の件	原案通り可決

(2) 評議員会

開催年月日	主な議事内容	議事結果
令和 4年 9月14日	第13期事業報告承認の件 第13期決算承認の件 後任理事1名選任の件	原案通り可決 〃 〃
令和 5年 3月16日	第15期事業計画及び収支予算の承認 新任理事1名選任の件 常勤理事の報酬枠決定の件	原案通り可決 〃 〃

V. その他

(1) 寄付金に関する事項

第14期中における寄付金の受入はありません。

(2) 指定正味財産に関する事項

特に記載する事項はありません